



トピックス

- I. タイ:新たな官民パートナーシップ法
- II. ベトナム:PPP(Public-Private Partnership)関連法令
- III. インフラ整備の拡大を目指すフィリピンの取り組み

コラム

シンガポール新会社法解説(第 10 回)~取締役の利益相反~

2016 年  
11 月号

## I. タイ:新たな官民パートナーシップ法

執筆者: Jirapong Sriwat, Atitharnhorn Uwanno

### 1. はじめに

近時、タイにおける公共インフラ及び公共サービスの共同投資と開発において民間部門が重要な役割を果たしています。これは主に、効率性を高め、大規模プロジェクトの資金調達に対する高い需要による予算上の制約を解消することが目的です。実施されている官民パートナーシップ(以下「PPP」といいます。)プロジェクトには、BTS スカイトレイン(タイ国バンコクにおける高架高速交通システム)、ドンムアン有料道路及び第二高速道路プロジェクト(Si Rat Expressway)等が含まれます。

タイにおける最初の PPP 法は、公共事業への民間参入に関する法律 B.E.2535(1992 年)(以下「旧 PPP 法」といいます。)でした。旧 PPP 法は、わずか 25 節で構成されており、民間部門から(特に外国人投資家の間で)、主にプロジェクト範囲及び定義の明確さの欠如、プロジェクトの評価方法の欠如、契約改定の手続の欠如、並びに手続の長さのため批判されていました。これらの懸念を解消し、公共インフラ及びサービスに係わるプロジェクトへの民間部門の参入を促進することを期待して、旧 PPP 法に代わる、公共事業への民間投資に関する法律 B.E.2556(2013 年)(以下「新 PPP 法」といいます。)が 2013 年に制定されました。次の表は、旧 PPP 法と新 PPP 法の比較の概要です。

旧 PPP 法	新 PPP 法
範囲及び定義の明確さの欠如	より明確かつ具体的なプロジェクト範囲及び定義の設定
PPP プロジェクトの承認プロセスを担当する中枢的機関の欠如	PPP プロジェクトの検討プロセスを規制する中枢的委員会の設置
検討プロセスの長さ及び手続期限の欠如	手続期限を定めた PPP プロジェクトの承認プロセスの合理化
PPP 契約の改定に関する規定の欠如	PPP 契約の改定を定める規定の導入

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士との適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

## 2. PPP プロジェクト範囲及び定義の具体化

前記のとおり、旧 PPP 法において PPP プロジェクトとして適格であるプロジェクトは不明確でした。そのため、新 PPP 法では、プロジェクトの範囲及び定義がより具体化されています。例えば、「公共事業」は、以下のいずれかの特性を有する事業と定義されています。

- (1) 政府機関、国営企業、その他の国家機関又は地方行政組織が、単独で又は共同して実施する法的義務を有している事業
- (2) 一つ若しくは複数の政府機関、国営企業、その他の国家機関又は地方行政組織の天然資源又は資産を単独で又は共同して利用することを要求する事業

プロジェクトが「公共事業」プロジェクトに該当する場合、プロジェクト・エージェンシーは、新 PPP 法に基づく手続を実施することができます。

## 3. PPP 委員会の設置

旧 PPP 法によれば、PPP プロジェクトを開始するため、プロジェクト機関は、PPP プロジェクトに関する調査及び分析を行い、当該 PPP プロジェクトが新規プロジェクト(経済社会開発局)又は既存資産を使用するプロジェクト(財務省)であるか、場合に応じて、経済社会開発局又は財務省へプロジェクト評価報告書を提出することになっていました。もっとも、これにより、プロジェクトの分類(新規又は既存プロジェクト)及びその管轄当局に関する混乱が生じていました。

新 PPP 法は、この不備に対処することを試みて、首相が議長を務める公共事業への民間投資政策委員会(以下「PPP 委員会」といいます。)を設置しました。委員会の主な役割は、内閣の承認を得るための PPP 戦略計画を作成し、原則的に PPP プロジェクトの承認を行い、10 億パーツ未満の PPP プロジェクトの手続を設定することです。「新規」又は「既存」プロジェクトの分類は要求されず、国営企業政策局(以下「SEPO」といいます。)は、PPP 委員会へ報告書を提出する前に当該報告書の検討を行う唯一の機関となっています。

## 4. プロジェクト承認プロセスの合理化

PPP プロジェクトの承認及び管理の細分化は、かなりの時間とリソースを消費します。さらに、省レベル(新規プロジェクトは経済社会開発局、既存プロジェクトは財務省)の検討に関する手続期限が設定されておらず、遅延の原因でした。最終的に内閣によって PPP プロジェクト及びその契約の実施が承認されるまで、数年かかることもありました。

新 PPP 法は、プロジェクト開発段階で内閣の事前承認の必要性を減らす(ただし、PPP プロジェクトが国家・政府機関の予算の支出又は融資を必要とする場合を除きます。)等、合理的な承認手続を導入しています。その結果、全体のプロセス期間が約 7～12 ヶ月に短縮されます。

また、新 PPP 法は、PPP プロジェクト承認を求めるための詳細な手続も規定しています。PPP プロジェクトが提案されると、プロジェクト評価報告書を作成するために外部コンサルタントを雇用し、SEPO へ提出する前に第三者によるかかる報告書をプロジェクト・エージェンシーの報告書と併せて管轄大臣へ提出することが要求されています。SEPO による検討の後、PPP プロジェクトは PPP 委員会が検討され、承認されます。PPP プロジェクトが国家・政府機関の予算の支出又は融資を必要とする場合のみ、PPP 委員会の承認に加えて、内閣の承認が要求されます。

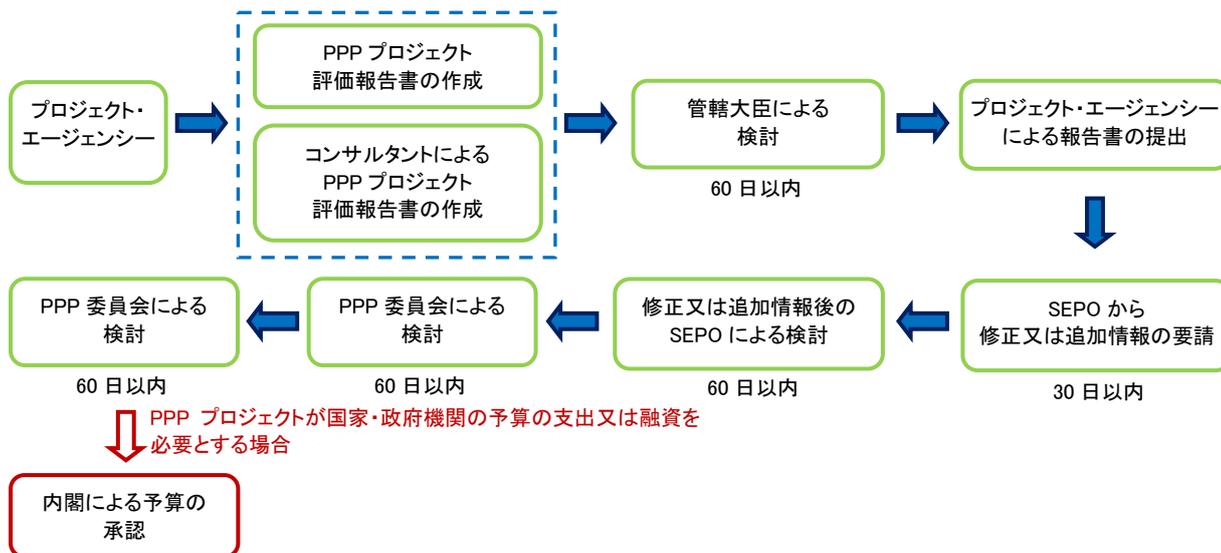


図: PPP プロジェクトの承認プロセス(民間企業選考プロセス以前)

当該プロジェクトが PPP 委員会により承認された後、業務指示書(TOR)の承認、PPP プロジェクトの投資契約の作成、適格な民間企業の選考のために選考委員会が設置されます。選考委員会が決定を行うと、検察庁が PPP プロジェクトの投資契約を検討する間(45 日以内)、その結果はそれぞれ SEPO 及び管轄大臣に提供されます(45 日以内)。その後、管轄大臣は 30 日以内に内閣が承認するよう関連する文書(PPP プロジェクトの投資契約を含みます。)を提出します。

さらに、新 PPP 法は各 PPP プロジェクトを監視及び監督する機能も持っています。PPP プロジェクトの投資契約の締結後、監視委員会が選任されます。その主な役割は、PPP プロジェクトの運営が投資契約及び運営計画に従って実施されることを確保するために PPP プロジェクトを監視及び監督することと、PPP プロジェクトが実施されている間、管轄大臣及び SEPO に報告及び助言を行うことです。

## 5. 終わりに

前記のとおり、PPP プロジェクトはタイの経済成長と共に近年劇的に増加しています。SEPO の次長及び広報担当官によると、財務省は 2017 年度に総額 7000 億バーツの PPP プロジェクトを促進することを目標としているとのことです(例:エアポート・レールリンク、バンコクとラヨン県を結ぶ高速鉄道、MRT パープルライン及びオレンジライン)<sup>1</sup>。



ジラポン スリワット  
Jirapong Sriwat

西村あさひ法律事務所 バンコク事務所 タイパートナー\*

[jirapong.sriwat@jurists.jp](mailto:jirapong.sriwat@jurists.jp)

2004年タイ国弁護士登録。2004年～2013年 バンコクのリンクレーターズ法律事務所での実務経験を経て、2013年8月から西村あさひ法律事務所バンコク事務所にて勤務。タイ王国を中心とした国際コーポレートファイナンス、M&A 取引、事業再生/倒産、資源エネルギー等の国内外の数多くの案件に関与し幅広い知識と実務経験を有する。

\*外国法共同事業を営むものではありません。



アティターボーン ウワンノ  
Atitharnbhorn Uwanno

西村あさひ法律事務所 バンコク事務所 フォーリンアトニー

[atitharnbhorn.u@jurists.jp](mailto:atitharnbhorn.u@jurists.jp)

2013年タイ国弁護士登録。2009年～2011年タイ政府人事委員会、2011年～2013年タイ財務省歳入局。2013年7月から西村あさひ法律事務所バンコク事務所にて勤務。

<sup>1</sup> PPP プロジェクトの詳細は以下のサイトをご覧ください。  
<http://www.ppp.sepo.go.th/project>

## Ⅱ. ベトナム: PPP(Public-Private Partnership)関連法令

執筆者: Vu Le Bang, Cao Tran Nghia, Tran Quoc Dat, Nguyen Dang Minh

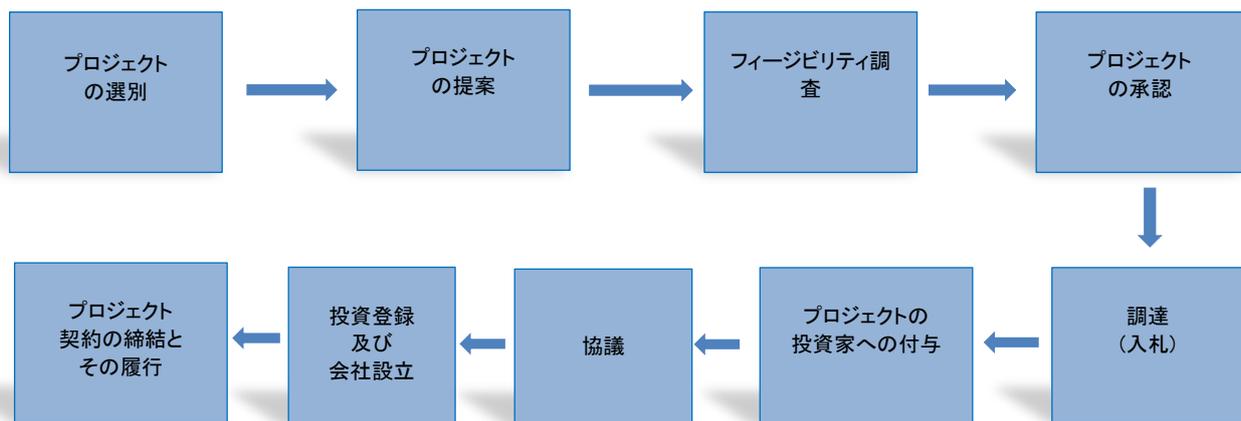
### 1. はじめに

ベトナムにおける PPP(広く官民が連携して行うプロジェクトをこのように呼びます。)に関する法令の歴史は、2009 年から 2010 年あたりまで遡ることができます。政令 108/2009/ND-CP<sup>2</sup>(以下「政令 108 号」といいます。)があり、さらに、指針となるような PPP 投資スキームを規律する決定 71/2010/QD-TT-G がありました。しかし、これらの法令は不十分であると共に、PPP に関連する国際的な規制や慣行に沿わないものでした。

数年にわたり法案を練り、海外の専門家も含め関係者との協議も重ねた上で、2015 年 2 月 14 日、ベトナム政府は、これを体系化した政令 15/2015/ND-CP(以下「政令 15 号」といいます。)を制定しました。政令 15 号とその下位法令(特に、2015 年 2 月 14 日付の通達 06/2016/TT-BKHDT)は、ベトナムの PPP 関連法令の分野における大きなブレークスルーと考えられます。

現在の PPP 関連法令の定める PPP プロジェクトの実施までの流れは、次の図の通りですが、以下、ポイントとなる点について説明します。

PPP プロジェクトの典型的な流れ



### 2. PPP に適合性のある投資分野

PPP による投資プロジェクトを規律する上記の関連法令により、PPP に適合性があるとされている主な投資分野は、次の通りです<sup>3</sup>。

- (i) 交通インフラ設備及び関連するサービス
- (ii) 照明設備、上下水道設備、廃棄物及び廃水の収集及び処理設備、住宅、移住者用住宅、墓地
- (iii) 発電所及び送電線
- (iv) 健康、教育、訓練、文化、スポーツの分野等のためのインフラ施設及び関連するサービス、及び国の機関のためのオフィスビル
- (v) 商業、科学及び技術、及び水文気象学に関するインフラ設備。経済特区、工業団地、ハイテク地区、情報技術地区におけるインフラ設備。情報技術にかかるアプリ

<sup>2</sup> BOT(Build-Operate-Transfer)、BTO(Build-Transfer-Operate)及び BT(Build-Transfer)といったよく利用される契約方式を規律していました。

<sup>3</sup> 首相には、随時、上記以外に適合性のある投資分野を追加する権限が与えられています。

(vi) 農業及び農村のインフラ設備、農産物の生産を加工や販売の結びつけて発展させるサービス

### 3. 契約類型

政令 108 号の規律に従って、よく利用されてきた契約類型(すなわち、BOT、BTO、BT 等)に加え、今般の PPP 関連法令は、海外の PPP 関連法令や慣行に沿って新たな契約類型を導入しました。すなわち BOO(Build-Own-Operate)、BTL(Build-Transfer-Lease)、BLT(Build-Lease-Transfer)及び O&M(Operate-Manage)です。

### 4. プロジェクトの申請と承認

今般の PPP 関連法令によると、プロジェクトの策定は、省庁や地方の人民委員会により行われる方法と、投資家が提案する方法があるとされています。PPP 方式で提案されるプロジェクトに適用される要件としては、次のものがあります。

- (i) その地域における当該分野に関する開発計画とマスタープランに適合し、またその地域の社会経済上の発展計画に適合していること
- (ii) 前述の政令 15 号に定められた分野の投資であること
- (iii) 投資家に資金調達が可能だけの魅力があり、技術面及び経営面で経験のあること
- (iv) 顧客に満足させるだけの安定した品質で、継続的に商品及び役務を提供できること
- (v) 少なくとも 200 億ベトナムドン(約 100 万米ドル)の総投資資本を有すること(O&M 型の契約による開発計画と農業プロジェクトは例外)

一方、国営企業は、他の企業との合併で行う場合を除いて、PPP プロジェクトの申請をすることはできません。

### 5. 投資家の選定と契約の締結

投資家の選定は、公開入札又は直接指名の方法により行われます。直接指名の方法は、次の条件下でのみ行われます。

- (i) 当該プロジェクトに関心を有する投資家が他にいないこと
- (ii) (知的財産権、企業秘密、技術及び資金調達に関連して)能力のある投資家が他にいないこと
- (iii) (プロジェクトを提案した)投資家が、(政府の法令の定める)実行力及び最も効率的であることというプロジェクト実行資格を満たしていること

### 6. 投資合意とプロジェクト契約

投資家の選定後、国の機関と投資家との間でプロジェクト契約に関する協議が始まります。協議が終了したら、プロジェクト契約の草案を確認する投資合意書を締結します<sup>4</sup>。

### 7. 投資登録、プロジェクト用の会社設立及びプロジェクトの実施

選定を受け、投資合意書を締結した後、投資家は、(1)投資登録証明書の取得と、(2)プロジェクト用の会社設立という二段階の手続を踏むこととなります。正式なプロジェクト契約の締結は、この投資登録証明書の取得の後に行われます。このプロジェクト用の会社と投資家が両名共に契約の当事者となるか、又は前者が後者の投資家としての権利義務を承継する形式を取ります。PPP プロジェクトは、投資登録証明書の発行後に締結されるプロジェクト契約の定める条件に従って、実施されることとなります。

<sup>4</sup> プロジェクト契約自体は、この段階では締結されません。

## 8. プロジェクト用の会社の土地使用权に対する抵当権設定

資産、土地使用权及び PPP プロジェクトの実施権は、プロジェクト契約に別段の定めのない限り、貸付債権者のための担保として利用することができます。但し、土地法や民法に従った設定であり、設定期間がプロジェクト契約の期間の範囲内であることが条件とされます。なお、土地法上、土地使用权に対する抵当権設定は非常に制限されていることに注意する必要があります。

## 9. 貸付債権者の参入権(Step-in Right)

今般の PPP 関連法令によると、貸付債権者は、投資家又はプロジェクト用に設立された会社がプロジェクト契約又は貸付契約の義務の履行を怠った場合、その権利義務の全部又は一部を、(自ら又はその指定する別エンティティを通じて)取得することができます。なお、このような貸付債権者の参入権は、貸付債権者と管轄当局(又はプロジェクト契約の当事者達)との間で締結される合意書で定めておく必要があります。

## 10. 終わりに-注意すべき事項

今般の PPP 関連法令やそのガイドラインの施行から日が浅いため、PPP 投資プロジェクトの実施を促進するためには、以下のような注意すべき事項も見受けられます。

外貨両替コミットメント: 現行法では、投資家やプロジェクト用に設立された会社が、(資格を有する)金融機関において、プロジェクトにかかる取引、資本取引その他の取引のために、又は資本、利益、清算金の送金のために、外貨を購入することが明示的に許容されています。但し、両替可能な外貨の保証額は、事案毎の首相決定による旨の留保もなされているため、外貨両替を必要とする投資家の要請に 100% 応えられるのかどうか、不確実さが残されています。

契約の準拠法: 今般の PPP 関連法令は、プロジェクト契約において一方当事者が外国投資家である場合、又は政府による保証のある契約である場合、外国法が準拠法となる可能性があることを明確に定めています。但し、外国法の選択と適用について、ベトナム法の基本原則に反してはならないとの制限が、ベトナム法上しばしば設けられています。さらに準拠法選択の大原則として、不動産に関する権利の問題があり、これは所在地法によるものとされています。

入札によらない投資家選定の手続: 入札によらない手続については、入札法とその運用指針となる書類により規律されています。しかし、その文言と適用範囲は不明確であり、例えば「国家主権、国境及び諸島の防衛のための条件の充足」といった要件は、関連当事者毎に主観的に解釈されてしまうかもしれません。

官民間のリスク分配: 今般の PPP 関連法令は、関係当事者の交渉によりその権利義務をプロジェクト契約で定めることを許容しています。しかし、関係当局が財政や投資その他に関する関係法令の厳格な統制に服していることを考慮すると、リスクや義務をどの程度契約当事者間で移転させることができるのか、不明確な部分も残っています。

官庁サイドの投資家による負担の種類: 民間サイドの投資家の側から官庁サイドの投資家が PPP 関連法令で規定された出資以上の負担をすることを希望した場合については、いくつかの前例があります。しかし、官庁サイドによる負担の種類は、現状ではかなり限られたものであり、投資全般に関わるものではなく補助的な役割にとどまるものです(例えば PPP プロジェクトの一部の開発)。



ヴレバン  
Vu Le Bang

西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所 ベトナムパートナー\*  
[vu.le.bang@jurists.jp](mailto:vu.le.bang@jurists.jp)

ベトナム社会主義共和国弁護士登録。ロゴス法律事務所(ソウル、ホーチミン市)など約10年の実務経験を経て、2010年に当事務所ホーチミン事務所入所。

\*外国法共同事業を営むものではありません。



カオ チャン ギア  
Cao Tran Nghia

西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所 フォーリンアトニー  
[cao.tran.nghia@jurists.jp](mailto:cao.tran.nghia@jurists.jp)

2013年から西村あさひ法律事務所ホーチミン事務所にて勤務。2014年ベトナム社会主義共和国弁護士登録。



チャン コック ダット  
Tran Quoc Dat

西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所 フォーリンアトニー  
[tran.quoc.dat@jurists.jp](mailto:tran.quoc.dat@jurists.jp)

2014年から西村あさひ法律事務所ホーチミン事務所にて勤務。2016年ベトナム社会主義共和国弁護士登録。



グエン ダン ミン  
Nguyen Dang Minh

西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所 フォーリンアトニー  
[nguyen.dang.minh@jurists.jp](mailto:nguyen.dang.minh@jurists.jp)

2012年5月から西村あさひ法律事務所ホーチミン事務所にて勤務。2016年ベトナム社会主義共和国弁護士登録。

### Ⅲ. インフラ整備の拡大を目指すフィリピンの取り組み 執筆者: 佐藤 正孝、Maria Glenda Ramirez

今回は、インフラ整備の拡大を目指すフィリピンの取り組みについて紹介します。

ロドリゴ・ドゥテルテ新大統領は、自身が掲げる10項目の社会経済目標において、官民パートナーシップ(Public-Private Partnership) (以下「PPP」といいます。)を柱にインフラ整備関連の年間支出をGDP比5%まで拡大することを明言しています。そして、予算管理省(Department of Budget and Management :DBM)によれば、2017年から2022年にかけて7兆ペソ程度(約1,450億ドル)の公共インフラ整備関連支出が想定されています。また、2017年度の予算案では、同年のGDP比5.4%程度に相当し、2016年より13.8%多い8,607億ペソ(約180億ドル)がインフラ整備関連の予算として計上されています。さらに、大統領の政策では、2022年の任期満了までにインフラ整備関連支出をGDP比7%まで増やすことを目標としています。

フィリピンは、2016-2017年国際競争力レポートの中でインフラの質(交通、電力及び通信)の面で138か国中95位と他のアセアン諸国に比べ遅れているため、ドゥテルテ大統領によって発表されたこれらの政策は経済産業界から歓迎され、評価されています。民間部門は、PPPを通じ、インフラ整備拡大に大きな役割を果たすことが期待されており、DBMはインフラ整備の発展を促すため、ハイブリッド方式を積極的に活用したPPPプロジェクトを提唱しています。ハイブリッド方式とは、フィリピン政府がインフラ設備維持を苦手とする点を考慮し、政府が設備の建設を担い、その後で民間企業に設備の維持を任せる方式をいいます。

こうした取り組みを支援するため、フィリピン政府は経済開発企画を担当する独立機関である国家経済開発庁(National Economic Development Authority :NEDA)及びPPPプログラム・プロジェクトの実施を推進するPPPセンター(Public-Private Partnership Center)を通じ、PPPプロジェクトに対する外国投資枠組みの整備を目的とした助成金に関する契約をイギリス政府との間で2016年10月24日に締結しました。この契約は、憲法に規定された外国資本持分制限に関わらず、PPPプロジェクトの運営及び維持を行う会社に対する外国資本の投資増大を図るため、法的・商業的枠組みを整備する提案を行うことを目的とした

ものになります。この枠組みの最終案は、大統領による執行命令及び PPP センター理事会の施行規則の制定又は証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission) などの政府機関の内部ガイドラインと統合される予定です。

また、現状、共和国法第 7718 号<sup>5</sup>の改正又は廃止によりインフラ整備事業における PPP プログラムの制度化を目指すため、複数の法案が上下両院に提出されています。なお、これらの各法案では、PPP プロジェクトの促進を目的として、以下の項目が含まれています。

- (a) PPP の適用範囲を拡大し、合弁形態及び維持運営契約の形態を含めること
- (b) 最高裁判所命令を除き、PPP プロジェクトに対する仮差押等を禁止すること
- (c) 国家的重要プロジェクトに対する固定資産税の免除
- (d) (政府が主導するプロジェクトではなく)民間企業が政府に対して提案するインフラ整備プロジェクトにおいて、当該プロジェクトに関心のある者が対案を提示することのできる期限を 60 営業日から 6 ヶ月に延長すること

もともと、これらの各法案は現政権の国家優先課題には位置付けられていないため、各法案が速やかに採択されるかについては、今後の動向を注視する必要があります。



さとう まさたか  
佐藤 正孝

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 弁護士  
[m\\_sato@jurists.co.jp](mailto:m_sato@jurists.co.jp)

2011 年 9 月から 2013 年 4 月までハノイ事務所で勤務し、ベトナムでの企業進出、M&A 及びコーポレート案件全般に関するアドバイスを行う。2014 年にフィリピンの大手事務所に出向し、現在は、シンガポールにおいて、主にアジア諸国における出資、合弁、買収等の M&A 案件、コーポレート案件等に広く携わる。



マリア グレンダ ラミレス  
Maria Glenda Ramirez

西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所 フォーリンアトニー  
[maria.glenda.ramirez@jurists.jp](mailto:maria.glenda.ramirez@jurists.jp)

1996年フィリピン国弁護士登録。2008年ベトナム外国弁護士登録。2015年7月から西村あさひ法律事務所ホーチミン事務所にて勤務。

<sup>5</sup> An Act Authorizing the Financing, Construction, Operation and Maintenance of Infrastructure Projects By the Private Sector, and For Other Purposes

## シンガポール新会社法解説(第10回)～取締役の利益相反～

シンガポールの会社とその取締役の利益相反に関する取り扱いについて解説します。

## 1. 利益相反取引の承認

シンガポールの会社の取締役は、会社に対して善管注意義務\*を負い、その義務の一環として、取締役は原則として、会社との間で利益相反取引を行ってはならず、利益相反取引を行う場合には、株主総会の承認を得なければならないというコン・ロー上の一般的なルールがあると解されています。もっとも、この株主総会による承認のルールは、会社法上の要請ではなく、定款に別段の定めがある場合にはその規定が優先するものと解されています。そのため、シンガポールの実務上、利益相反がある場合、①会社法に従い利益相反の開示を行えば足りること、又は②取締役会で利益相反取引の承認を行うこと、という趣旨の規定を定款において定める場合が多いといえます。

さらに、会社法は、利害関係のある取締役が取締役会の決議に参加できるか否かについて、定款において別段の規定がない限り、利害関係のある取締役でも取締役会の決議に参加することができるかと規定しています。もっとも、モデル定款では、利益相反取引の取締役会での承認にあたり、利害関係のある取締役は決議に参加することはできないとされています。また、上場会社の場合、シンガポール証券取引所の上場規則により、利害関係のある取締役は取締役会決議に参加できません。

## 2. 利益相反取引の開示

上記の他、会社法は以下のとおり、利益相反取引の内容の開示規制を定めています。公開会社(public company)及び非公開会社(private company)の取締役及びCEOは、直接又は間接的に、自らが取締役又はCEOに就いている会社(自社)の取引に関して利害関係を有する場合、利害関係の内容等について取締役会に対して開示しなければなりません。

この開示規制は、取締役又はCEOの「家族構成員」が自社が行う取引に利害関係を有する場合にも適用されます。「家族構成員」とは、会社法上、配偶者、子、義理の子及び養子をいうと定義されていますが、さらに親及び兄弟も含まれると解釈されています。

会社法は、取締役又はCEOが自社と取引を行う会社の株主又は債権者であっても、取締役又はCEOの利害関係の程度が「重大」(material)ではない場合には、開示規制は適用されないと規定されています。「重大」であるか否かの判断基準は、会社法上定められていませんが、自社と取引を行う他社の50%以上の株式を保有する場合には「重大な」利害関係があると判断した判例があります。もっとも、実務上は、取締役又はCEOが自社と取引を行う他社の「実質株主」(substantial shareholder)に該当する場合には、「重大な」利害関係があるものとして、開示規制の対象になると解釈・運用している事例も多いといわれています。この「実質株主」とは、会社法上、5%以上の議決権を有する株主をいうと定義されています。

なお、取締役又はCEOが自社の債務について保証を提供する行為又は自社と自らが取締役又はCEOを兼任する「関連会社」との取引については、利益相反による開示規制の適用はありません。この「関連会社」とは、親会社、持株会社、子会社及び兄弟会社をいいます。

## 3. 潜在的に利益相反のある資産の保有又は他社の取締役の兼任状況の開示

直接又は間接的に、自社の取締役又はCEOとして義務又は利害の対立を生じさせる可能性のある資産の保有又は他社の取締役若しくはCEOの地位に就いている場合、当該取締役又はCEOは、取締役会に対して、事実関係、潜在的な利益相反の性質及び程度を開示しなければならないと規定されています。なお、上記2.では、会社との具体的な利益相反取引の開示が要求されるのに対し、ここでは潜在的な利益相反の可能性のある資産の保有又は他社の取締役の兼任状況の開示が要求されています。すなわち、具体的な利益相反取引を行ってなくても、取締役会に対して開示が必要となる場合がある点に留意する必要があります。

## 4. 開示の時期及び方法

利益相反の取締役会への開示時期は、就任前から既に利益相反が発生していた場合には、取締役又はCEOに就任した日、又は就任後に利益相反が発生した場合には、利益相反の発生を認識したときから速やかに開示を行わなければなりません。

利益相反の取締役会への開示方法は、取締役会での説明又は会社への書面の送付の方法により行われることになります。

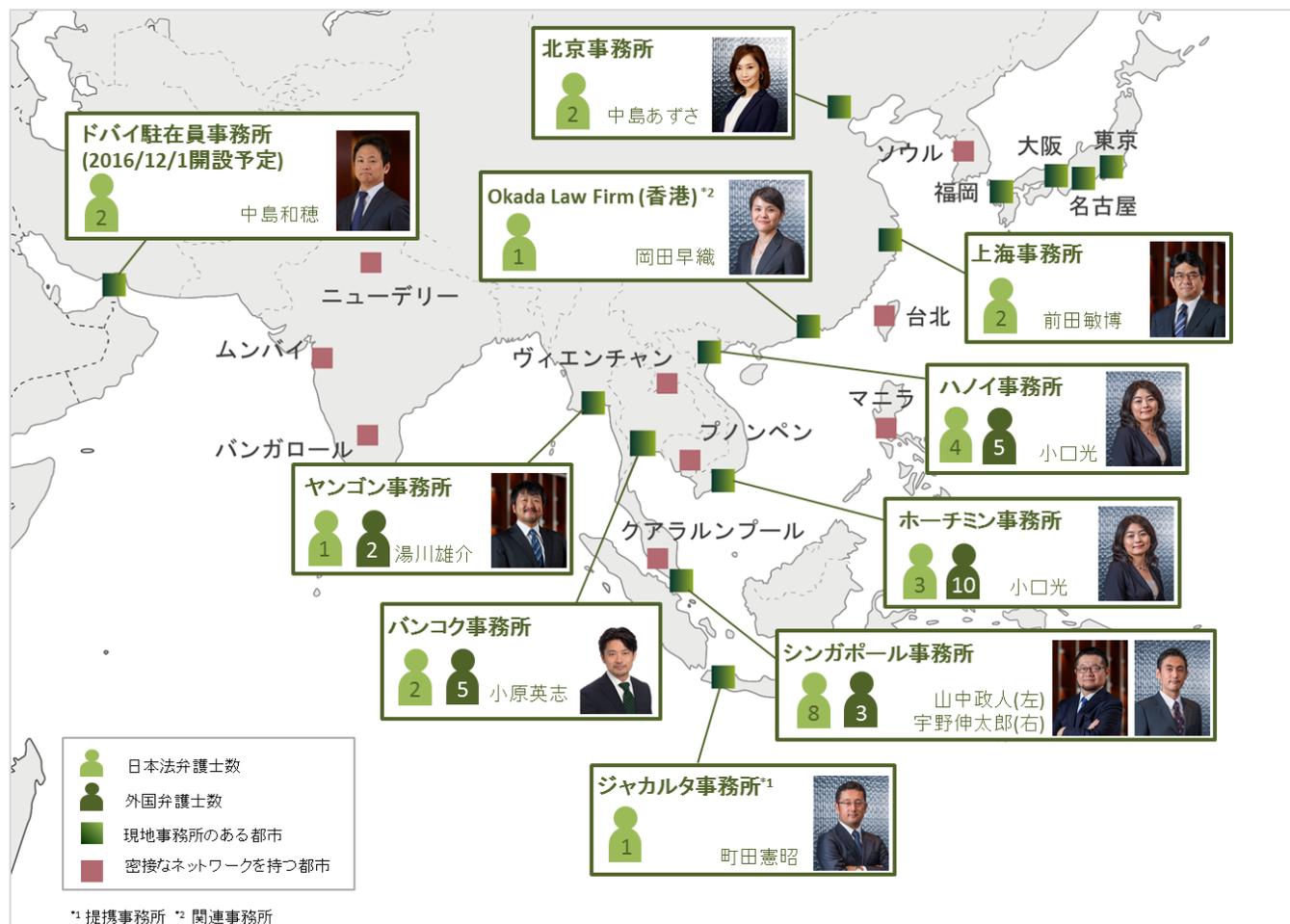
西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 弁護士

佐藤 正孝



\* 正確には、取締役は会社に対して信任義務(fiduciary duty)を負います。

西村あさひ法律事務所 海外ネットワーク



<p><b>バンコク事務所</b> Tel: +66-2-168-8228 E-mail: info_bangkok@jurists.jp</p> <p>小原英志(代表)、ジラボン・スリワット、下向智子、アティターンポン・ウワンノ、トモシ・ジャイオブオーム、アピンヤー・サーンティカセーム、カーンター・ティップター</p>	<p><b>北京事務所</b> Tel: +86-10-8588-8600 E-mail: info_beijing@jurists.jp</p> <p>中島あずさ(首席代表)、大石和也(代表)</p>	<p><b>上海事務所</b> Tel: +86-21-6171-3748 E-mail: info_shanghai@jurists.jp</p> <p>前田敏博(首席代表)、野村高志(代表)</p>	<p><b>ドバイ駐在員事務所</b> Tel: +971-4-253-3646 E-mail: info_dubai@jurists.jp</p> <p>中島和穂(代表)、森下真生(駐在代表)</p>
<p><b>ハノイ事務所</b> Tel: +84-4-3946-0870 E-mail: info_hanoi@jurists.jp</p> <p>小口光、武藤司郎、廣澤太郎、柳瀬ともこ、村田智美、グエン・ティ・タン・フォン、グエン・トゥアン・アン、グエン・ホアン・トゥアン、グエン・マン・クオン、グエン・ホアン・リー</p>	<p><b>ホーチミン事務所</b> Tel: +84-8-3821-4432 E-mail: info_hcmc@jurists.jp</p> <p>小口光、ヴ・レ・バン、ハー・ホアン・ロック、大矢和秀、平松哲、今泉勇、チョン・フウ・グー、マイ・ティ・ゴック・アン、カオ・チャン・ギア、ファン・ティー・ビック・フィン、マリア・グレンダ・ラミレス、チャン・コック・ダット、グエン・ダン・ミン、グエン・ティ・ミン・フオン</p>	<p><b>ジャカルタ事務所*1</b> Tel: +62-21-2933-3617 E-mail: info_jakarta@jurists.jp</p> <p>町田憲昭</p>	
<p><b>シンガポール事務所</b> Tel: +65-6922-7670 E-mail: info_singapore@jurists.jp</p> <p>山中政人(共同代表)、宇野伸太郎(共同代表)、佐藤正孝、煎田勇二、桜田雄紀、眞榮城大介、吉本智郎、岩田準平、イカング・ダーヤント、シャロン・リム、メリッサ・タン・スー・イン</p>	<p><b>ヤンゴン事務所</b> Tel: +95-1-382632 E-mail: info_yangon@jurists.jp</p> <p>湯川雄介(代表)、チー・チャン・ニェイン、チャン・ミエ・ネ・チー</p>	<p><b>Okada Law Firm (香港)*2</b> Tel: +852-2336-8586 E-mail: s_okada@jurists.co.jp</p> <p>岡田早織</p>	

\*1 提携事務所 \*2 関連事務所

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニューズレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。